

函館市監査公表第11号

函館市長から、行政監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、当該通知（写）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和7年8月19日

函館市監査委員 小野 浩

函館市監査委員 本間 裕 邦

函館市監査委員 出村 ゆかり

函館市監査委員 道畑 克 雄

函 総 務  
令和7年(2025年)7月29日

措 置 通 知 書

函 館 市 監 査 委 員 様

函 館 市 長 大 泉 潤

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により、  
次のとおり通知します。

部 局 名	総務部		
監 査 の 種 類	定期監査・財政援助団体等監査・ <span style="border: 1px solid black;">その他(行政監査)</span>		
監査等実施期間	令和6年8月30日~令和7年3月25日	提出日	令和7年5月13日
監 査 項 目 等	ソーシャルメディアを活用した情報発信について		
区 分	<span style="border: 1px solid black;">勧告事項</span> ・指摘事項・ <span style="border: 1px solid black;">意見</span>		
<p>イ 情報発信の際の所属課長の決裁について</p> <p>函館市職員採用担当(X)は、市のホームページの函館市職員採用試験情報への誘導用として活用しているもので、市のホームページの掲載内容について決裁を得ていることから、ソーシャルメディアでの発信の際に決裁を得ていないということであったが、これまでの投稿状況を確認したところ、新たなコメントを発信しているものや市以外の別のウェブページへ誘導しているものなどがあった。</p> <p>ガイドラインでは、情報発信については、既に一般に周知されている事項を再度発信する場合などを除き、原則として所属課長の決裁を必要とするとなっていることから、ガイドラインに則して、所属課長の決裁を得るよう改められたい。</p>			
措置内容、対応・考え方			
<p>総務部人事課において、所属課長の決裁を得たうえで情報発信するよう事務を改めております。</p>			